

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第27号



「キャッシングカードを預かります」は詐欺!

「キャッシングカードを預かりに行きますので渡してください」「手続きに必要なので暗証番号を教えてください」「キャッシングカードが悪用されています可能性があります」「あなたの銀行口座が犯罪に使われています」など、これらは金融機関や役場職員、警察官や弁護士などを装った詐欺電話です。

幕別町でも、高齢者宅に役場職員を名乗り「介護保険料の還付金があります。取引銀行はどこですか」という電話があり、銀行名を伝えたところ、「キャッシングカードについて、銀行から連絡が行きます」と言われたという情報がありました。この方は、役場に問い合わせたため被害はありませんでしたが、同様の電話は数件ありました。

とはありません。見ず知らずの人に通帳やキャッシングカードを渡さないようにしましょう。また、暗証番号を教えるといけません。お金が戻るところか、大切な預金を引き出さずしてしまします。

身近な高齢者が被害にあわないよう、ご家族やお知り合いの方は注意喚起をお願いします。特に一人暮らしの場合、電話が切れてからカードを渡すまで、人に相談する機会が少なく狙われやすいです。少しでも疑問に感じたなら、消費生活センターや警察に相談しましょう。



訪問販売お断り ステッカー配布

北海道消費生活条例では、訪問販売お断りステッカーを消費者の意思表示とみなし、このステッカーを無視して勧誘することは、「不当な取引方法」として禁止していますので活用ください。

「必ずもわかる」という情報商材に注意!

相談事例紹介

今月の相談

インターネットの動画で「必ずもわかる方法」という情報商材の広告を見て、カード払いで申し込んだ。しかし、その内容がたいしたものではなかったのに解約しようと思いき、電話をしたがつながらない。

情報商材とは、主にインターネットなどで売られる情報で、「もわかる方法」「ギャンブル必勝法」「モテる方法」などのノウハウを冊子やPDFファイル、DVDなどで販売するものです。これらは実際に購入して中身を見るまでのような情報が得られるかわからないため、思っていたものではない場合はトラブルになることがあります。また、継続的に情報を得るために追加料金を請求されることもあります。

なお、消費者契約法では、勧誘の際に将来どうなるかわからないにもかかわらず、「必ずもわかる」というような断定的な表現をして消費者を誤解させて結ばせた契約は、消費者から契約の取り消しを主張することが出来ます。

このご相談では「必ずもわかる」と記載されたメールのコピーと今回の経緯や契約取り消しの主張を書面にして事業者とクレジット会社へ送り、契約を取り消すことができました。もしものために事業者とやり取りしたメールは証拠として残しましょう。その他、事業者の連絡先も必ず確認しておきましょう。

情報商材は詐欺まがいのものが多いため、購入にあたってはトラブルが生じる可能性を十分理解した上で慎重に検討してください。

☎幕別町消費生活センター(☎55-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター
	午前9時～午後4時 (札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	

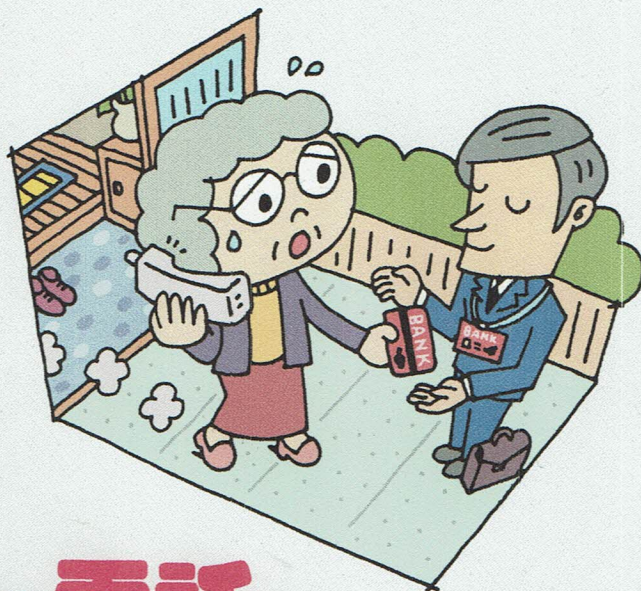
見守り 新鮮情報

第98号

突然、**警察官を名乗る人物**から「振り込め詐欺の犯人を逮捕したが、あなたの**口座が悪用**されていた。このままでは**預金**が下ろせなくなるので、**キャッシュカード**を作り変える必要がある」と電話があった。「新しいキャッシュカードを作るので**カードを預**からせて欲しい。今から**銀行**

協会の者をお宅に向かわせる。迅速な手続きのために、**暗証番号を教**えて欲しい」と言われ、暗証番号を伝えた。電話の最中に、身分証明書を首から提げた銀行協会職員を名乗る男が来たので**キャッシュカード**を渡してしまった。

(70歳代 女性)



警察官をかたる電話 「カード預かります」は詐欺です!

ひとこと 助言

だまされないで



見守るくん

- 警察官をかたり、電話で暗証番号を聞きだし、銀行協会職員や銀行員などになりすました共犯者がキャッシュカードを受け取りに来て、預貯金を引き出される被害が増えています。電話中や電話の直後にキャッシュカードを取りに来るので、考えたり相談したりする時間もないうちに被害に遭っています。
- 警察官や金融機関職員などがキャッシュカードを預かったり、暗証番号を聞いたりは絶対にありません。それ以外でも、他人に暗証番号を教えるはいけません。
- この手口の被害者のほとんどが、個人名の電話帳(ハローページ)に掲載していました。一人暮らしの高齢者は、「116」に電話して電話帳への掲載をやめてもらいましょう。
- このような電話がかかってきたら、すみやかに電話を切り、最寄りの警察に通報してください。